

# 人権

## 方針

すべての人びとの人権の尊重は、当社グループの事業活動において最も重要なことの一つです。2022年3月に取締役会の承認のもと制定した「旭化成グループ人権方針」は、「国際人権章典」およびILO(国際労働機関)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」に準拠しています。加えて、当社グループは国連グローバル・コンパクトの10原則と国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」「子どもの権利とビジネスの原則」に賛同しており、これらの枠組みをもとに、事業における人権課題の把握と適切な対処に取り組めます。

### 旭化成グループ人権方針のポイント

#### 基本的な考え方

- ステークホルダーすべての人権を尊重する
- 国際的な人権規範に則る
- 人権侵害等の発生時には、ビジネスパートナーと低減・解消に努める

#### 人権尊重の実践(日常の活動)

- 法令遵守(労働時間、賃金、安全衛生、個人情報保護等)
- 禁止事項(差別、ハラスメント等)
- 社会の皆さまの人権尊重(お客さま、地域など)

#### 人権尊重の推進(会社としての取り組み)

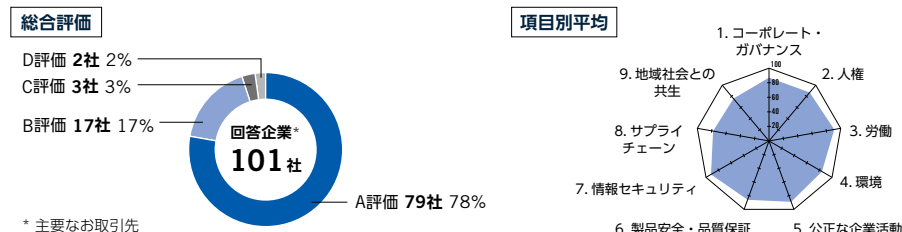
- 関係者に対する人権についてのトレーニング
- 人権デュー・ディリジェンス
- ステークホルダーとの対話・協議
- 通報・相談窓口
- 情報公開

サプライチェーンに関しても、購買方針において「すべてのお取引先は、旭化成グループにとって大切なパートナーである」という考えと当社グループの方針を表明するとともに、2021年にサプライヤーガイドラインを策定し、お取引先における理解と協力につなげています。

## 調達における人権配慮

人権・労働課題への取り組みとして、購買物流統括部とサステナビリティ推進部、グループ会社が連携したマネジメント体制のもと、当社グループ従業員に対し教育を継続的に行うほか、お取引先へのCSRアンケートを実施することで取り組み状況の把握に努め、お取引先と共に人権尊重をはじめとするCSR意識の醸成に取り組んでいます。

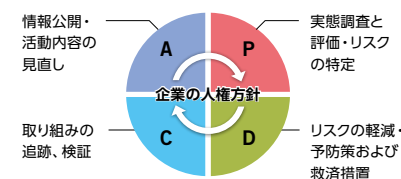
### 2021年度 CSR 調達アンケート(原料お取引先)



## 人権デュー・ディリジェンスの実施

人権尊重の責任を果たすため、当社グループが社会に与える人権への負の影響を予防的に把握し、回避、緩和するために実施する継続的な人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施すべく、体制を整えます。

### 人権デュー・ディリジェンスのプロセス



## 人権に関する教育・啓発

当社グループでは「旭化成グループ行動規範」の「人権・多様性の尊重」の項の中で、あらゆる差別およびハラスメントを容認しない方針を明示し、すべての役員・従業員に適用しています。教育・啓発の具体的な取り組みとしては、パワーハラスメントを重点テーマとした勉強会の開催をはじめ、社内報やイントラネットを通じた人権・多様性の問題に対する意識向上推進を行っています。今後も旭化成グループ人権方針に基づき、さまざまな取り組みを強化していきます。